平成十一年国家公安委員会規則第十三号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十七条第二項の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則を次のように定める。

（意見の陳述の実施）

第一条　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項の規定による警察庁長官（以下「長官」という。）の公安調査庁長官に対する意見の陳述は、別記様式第一号の意見陳述書によるものとし、同条第三項の規定による長官の公安調査庁長官に対する意見の陳述は、別記様式第二号の意見陳述書によるものとする。

（立入検査等）

第二条　法第十四条第一項の規定による長官の都道府県警察に対する指示は、当該都道府県警察が調査すべき事項その他必要な事項を明らかにして、文書その他適当な方法によりするものとする。

2　法第十四条第二項の承認を得ようとする警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、別記様式第三号の立入検査承認申請書を長官に送付しなければならない。ただし、緊急を要するときは、ファクシミリ装置を用いて当該立入検査承認申請書を送信する方法その他適当な方法によることができる。

3　前項の承認は、別記様式第四号の立入検査承認書を送付してするものとする。ただし、緊急を要するときは、ファクシミリ装置を用いて当該立入検査承認書を送信する方法その他適当な方法によることができる。

4　法第十四条第四項の証票の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

5　法第十四条第五項の規定による警察本部長の長官に対する報告は、別記様式第六号の立入検査結果報告書によるものとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（平成十一年十二月二十七日）から施行する。

附　則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1　この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第1号（第1条関係）

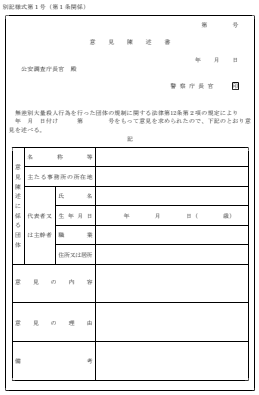
別記様式第１号（第１条関係）

第　　号

意見陳述書

年　月　日

公安調査庁長官　殿

警察庁長官　印

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第２項の規定により
年　月　日付け　第　　号をもって意見を求められたので、下記のとおり意見を述べる。

記

意見陳述に係る団体	名称等		
	主たる事務所の所在地		
	代表者又は主幹者	氏名	
		生年月日	年　月　日（　歳）
		職業	
		住所又は居所	
意見の内容			
意見の理由			
備考			

備考　1　名称等欄には、名称を記載し、名称が明らかでないときは、その団体を特定するに足りる事項を記載すること。
　　2　主たる事務所の所在地欄又は代表者又は主幹者欄の記載事項が明らかでないときは、当該欄にその旨を記載すること。
　　3　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２号（第１条関係）

別記様式第２号（第１条関係）

番　号

意　見　陳　述　書

年　月　日

公安調査庁長官　殿

警察庁長官　印

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第３項の規定により下記のとおり同法第５条第１項第５条第４項の処分を請求することが必要である旨の意見を述べる。

記

意見陳述に係る団体	名称等		
	主たる事務所の所在地		
	代表者又は主幹者	氏名	
		生年月日	年　月　日（　歳）
		職業	
		住所又は居所	
処分の内容及び根拠となる法令の条項			
意見の理由			
備考			

備考　1　名称等欄には、名称を記載し、名称が明らかでないときは、その団体を特定するに足りる事項を記載すること。
　　2　主たる事務所の所在地欄又は代表者又は主幹者欄の記載事項が明らかでないときは、当該欄にその旨を記載すること。
　　3　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　4　不要の文字は、横線で消すこと。
　　5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３号（第２条第２項関係）

別記様式第３号（第２条第２項関係）

申受理年月日		申受理番号		申承認年月日	

番　号

立入検査承認申請書

年　月　日

警察庁長官　殿

警察本部長　印

下記のとおり無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第14条第２項の規定による立入検査をさせたいので、同項の承認を申請する。

記

立入検査をさせる土地又は建物を所有し又は管理する団体		
立入検査をさせる年月日		
立入検査をさせる土地	所在	
	地番	
立入検査をさせる建物	所在	
	種類	
立入検査をさせる人数		
立入検査をさせる理由		
備考		

備考　1　※印欄には記載しないこと。
　　2　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第２条第３項関係）

別記様式第４号（第２条第３項関係）

第　　号

立入検査承認書

年　月　日

警察本部長　殿

警察庁長官　印

立入検査承認申請書（　年　月　日　第　号）により承認の申請のあった無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第14条第２項の規定による立入検査を下記のとおり承認する。

記

立入検査をさせる土地又は建物を所有しては管理する団体	
立入検査をさせる年月日	
立入検査をさせる土地又は建物の所在地	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第５号（第２条第４項関係）

別記様式第５号（第２条第４項関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

官職

氏名

（　年　月　日生）

上記の者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第１４条第２項の規定による立入検査に従事する都道府県警察の職員であることを証明する。

年　月　日

警察本部長　印

54.0

85.6

（裏）

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抜粋）

第１４条　略

２・３　略

４　第２項の規定により立入検査をする都道府県警察の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～７　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第６号（第２条第５項関係）

別記様式第６号（第２条第５項関係）

申受標年月日		申受標番号	

第　　号

立入検査結果報告書

年　月　日

警察庁長官　殿

警察本部長　印

立入検査承認書（　年　月　日　第　号）により承認を得た立入検査の結果は、下記のとおりであるので、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第14条第５項の規定により報告する。

記

立入検査をさせた土地又は建物を所有しては管理する団体	
立入検査をさせた年月日	
立入検査をさせた土地又は建物の所在地	
立入検査により判明した事実	
備　　考	

備考　１　申受欄には記載しないこと。
　　２　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。